

平成 2 1 年度 実施事業	事務事業名 消費生活モニター関係経費
-------------------	---------------------------

区分	番号	名 称
章	2	自然とともに暮らすまち
節	3	安全に安心して暮らせるまちづくり
施策	4	安全な消費生活の確保
小分類	1	消費者対策の充実
主要な施策	1	消費者意識の啓発及び学習機会の充実
事務事業番号	003	事務事業コード 23411003 事業開始年度 昭和 5 7 年度 事業終了年度 平成 - 年度

会計種別	一般会計	予算書上の事務事業名	消費生活モニター関係経費
------	------	------------	--------------

部 名	市民生活部	グループ名	市民サービスG
-----	-------	-------	---------

統合前または名称変更前の事業名	
-----------------	--

事務事業の目的と成果

対象	(何を対象にまたは誰を対象にした事務事業なのかを具体的に記載ください) 市民
手段 (事業の内容・活動)	(目指す姿を実現するためにどのような手法で行うのか、事業の内容を具体的に記載ください) 市が消費生活モニターを公募し、1年間委嘱する。委嘱業務としては、月に1回、価格の変動、商品の陳列状況や食品表示の監視を行い消費生活を見守るアンテナ役として情報の提供等を市に行う。市は、調査結果をホームページで公開している。 ・調査対象店舗数 24店舗 ・調査品目 生鮮食料品、日用雑貨の35品目 ・モニター 8名
目指す姿 (成果)	(事務事業を実施することでどのような状態にしたいのか具体的に記載ください) 物価動向を調査することにより、市民の消費生活利益の擁護・増進と消費者としての権利を確保し、市民生活の安定と向上に資する。
根拠法令等	(事業を実施する際、根拠となる法令・条例・規則・要綱等の名称をすべて記載ください) 登別市消費生活条例

指標の推移

区 分		単位	区分	21年度 実績	22年度 目標	23年度 目標	24年度 目標	25年度 目標
成果 指標	調査回数	回	目標値	45	50	55	55	55
			実績値	12				
	調査品目	品目	目標値	35	35	35	35	35
			実績値	35				

事業費の推移

区 分			単位	21年度 決算	22年度 当初予算	23年度 見込	24年度 見込	25年度 見込	23～25年度 合計
事業 の 財 源 内 訳	国庫支出金	名称	千円						0
	道支出金	名称	千円						0
	地方債	名称	千円						0
	その他	名称	千円						0
	一般財源	名称	千円	194	208	208	208	208	624
合 計				194	208	208	208	208	624
(参考) 上記事業を実施する上で 必要となる人件費			職 員	千円	165	173			
			嘱 託 員	千円	0	0			
			臨時職員	千円	0	0			
			合 計		165	173			

担当グループによる事務事業評価の内容

1. 事務事業の妥当性について			
今後市が事業 主体として実施 していくことは 妥当ですか？	→	妥当である 妥当ではない	→ 妥当である理 由、妥当ではな い理由は何です か？ 登別市消費生活条例に基づいて実施される価格 等及び需給の動向の調査・情報収集であり、代 替機関は存在しないことから妥当である。
2. 事務事業の成果について			
成果はあがって いますか？	→	成果があがっている どちらかといえばあ がっている 成果があがらない	→ 成果があがって いる理由、あが らない理由は何 ですか？ 価格の変動、商品の陳列状況や食品表示の監視 を行い意見を添えて市に報告されており、市民 が消費生活社会についても目を光らせ成果があ がっているなど効果はあがっている。
3. 事務事業の成果向上について			
成果を向上させ ることはできま すか？	→	大きく向上させるこ とができる 少し向上させるこ とができる 向上させることはで きない	→ どのようにして 向上させます か？ 向上させること ができない理由 は何ですか？ 消費者が適切な商品選択が行える環境を確保す るとともに、各種調査を通じて消費者の意見を 施策へ反映させ、市民の消費生活における自立 及び消費生活の安心、安全、安定によりさらに 成果を向上させる。
4. 事務事業の経済性・効率性について			
成果を落とさず にコスト（予算 や人工、所要時 間）を削減する ことはできます か？	→	削減できる 削減できない	→ どのような方法 でコストを削減 しますか？ 削減できない理 由は何んです か？ 条例に定める事項が遵守され、消費者が適切な商品選 定が行われる環境ができれば廃止できるが、現状で は、適正な需給バランス、価格形成、商品選択の機会 は、経済・社会情勢のさまざまな要因により影響を受 けやすく何らかの大きな変化要因が生じた時のため にも平常時からのデータ収集は必要である。

担当グループによる評価

維持	左記の評価 を選択した 具体的な理 由（根拠）	消費者への身近で適切な情報提供は、消費生活の安定には非常に重要であり、また、市 内各店舗の調査を実施することにより不当表示等を未然に防ぐ効果もあると考えられ、 当該事業の維持が必要であるとする。
----	----------------------------------	---

総合的な評価（当該事務事業の方向性）

維持	備考
----	----

評価の種類

- 拡大（事務事業の規模や経費を拡大し、これまで以上に強力に推進する事務事業）
- 維持（現状の対象や目指す姿、手段などに変更が無く、今後も実施する事務事業）
- 改善（現状の手段や経費などを見直し、成果指標の向上等を行う必要がある事務事業）
- 休止（暫定的に休止する事務事業）
- 終了（当初から決められていた事業期間が終了または成果品等が完成し、目的を果たした事務事業）
- 廃止（当該事務事業の予定を変更し、廃止する事務事業）